

徳島県情報公開審査会答申第140号

第1 審査会の結論

徳島県知事が行った公文書部分公開決定において非公開としたもののうち「検査に従事した者の職氏名」については、公開すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成26年4月16日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「平成25年度〇〇土地改良区検査書発出に係る立案文書一式の公開を求めます。」旨の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成26年4月30日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「平成25年度〇〇土地改良区検査書発出に係る立案文書一式（以下「本件公文書」という。）」と特定し、条例第8条第1号及び第4号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成26年5月15日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成26年6月11日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

原処分のうち、検査書(案)3ページの「『第1 検査の要領』の検査に従事した者の職氏名（以下「本件情報」という。）」を非公開とした部分に係る決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりであ

る。

(1) 本件情報を公開しないこととした理由として条例第8条第1号及び第4号に該当するとしているが、公にすることにより当該公務員の権利利益を不当に害するおそれや当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれなどは到底考えられない。

(2) 以前に請求した平成19年度及び22年度の同土地改良区の検査書では検査に従事した者の職氏名が公開されていた。条例は、平成13年10月1日から施行されている。なぜ、前回までは条例の規定が適用されず、今回は適用されるのか。原則公開であるはずの情報が、担当課が変わることによって非公開になるなど許されるはずもない。

(3) 実施機関は、「情報公開の判断については、時々の団体を取り巻く情勢等を踏まえ、個々の案件について、条例等に照らして客観的に判断するものであり、必ずしも過去の判断に拘束されるものではない。」旨を主張するが、平成24年度に担当が監察局になって以降、職氏名を公開したことが一度でもあるのか。職氏名を非公開とする理由を担当課に聞いたところ、「検査員の職氏名を明らかにすればなにがしかの強要、危害を加えられるおそれがあると判断した。平成24年度以降は職氏名を公開しないと評価検査課で取り決めた。」との説明を受けた。

(4) 他県の自治体に本事案に関する現状を聞いたところ、近畿地方のある県の農林水産部の担当課は、「情報公開請求があれば土地改良区、農業協同組合ともに検査に従事した者の職氏名は公開する。」と即答だった。

また、隣県を中心に情報公開請求があれば、という前提で聞いてみたところ、「県の職員であれば職氏名は公開する。」「原則として職氏名は公開する。ケースバイケースの場合もある。」「職氏名は原則として公開する。条例第8条第1号の『個人に関する情報』の取扱いについては、警察官以外は検査業務も含めて全ての職氏名を公開する。また、同条第4号にある『検査業務に支障をおよぼすおそれ』がある場合は非公開とすることがある。」とまちまちながら、公開に前向きな回答ばかりであった。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件処分理由については概ね次のとおりである。

1 条例第8条第1号の該当性

県が実施する土地改良区や農業協同組合等の農林水産団体に対する検査は、被検査団体が法令等を遵守し、事業目的に沿った業務運営や会計事務等が適正に行われているかを検査するものである。

この検査の結果、不適切な事務処理や各種法令等違反はもとより、団体の役職員、

組合員、取引業者等にとって個人的に不利益となる事項や役職員の責任問題に発展する可能性のある事項を指摘する場合があります、過去には団体職員による横領事件の発覚に繋がった事例もあった。

そうしたことから、「検査に従事した者の氏名」を公開した場合、検査従事者は、検査の指摘内容に関連して被検査団体の役職員、組合員、取引業者等の関係者から脅迫等の不当な圧力を受けることが危惧される。

また、「検査に従事した者の職」を公開した場合、室内配置図や県職員録等の情報と照合すると「検査に従事した者の氏名」が特定されることから、同様の結果が生じる。

以上のことから、これらの情報を公開することは、「当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合」に当たるため、非公開情報に該当する。

なお、国（農林水産省）においても、土地改良区等の農林水産団体に対する検査を実施しているが、「検査官に対して不当な圧力がかかる蓋然性があること」を理由に検査官の職氏名はともに非公開としている。

2 条例第8条第4号の該当性

1 のとおり、本件情報を公開した場合、検査従事者は、検査により改善を指摘された関係者等から脅迫等の不当な圧力を受け、又は受けるとの懸念から萎縮して検査において把握した不適切な事項等についての指摘を躊躇するなど、検査業務に消極的になり検査業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

また、検査が不十分であると不満を持つ者からも指摘内容に関する執拗な問い合わせや検査従事者に対する面会その他の強要などが為されることが考えられるが、これによって上記と同様の結果が生じるおそれがある。

さらに、被検査団体は、情報公開請求により他団体の検査書を手に入れ、検査従事者の氏名、検査の視点、傾向等を知ることによって、適正な検査を防げるような対策を講じるおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、条例第8条第4号イに規定する非公開情報に該当する。

3 異議申立人は、検査業務を農林水産部が担当していた時と現在とでは情報公開請求への対応が異なる点を主張しているが、情報公開の判断については、時々の団体を取り巻く情勢等を踏まえ、個々の案件について、条例等に照らして客観的に判断するものであり、必ずしも過去の判断に拘束されるものではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が土地改良法第132条第1項の規定に基づき平成25年度に〇〇土地改良区を対象として実施した検査結果を徳島県土地改良区等検査実施要領第10に定める「検査書」に取りまとめて当該土地改良区に交付するとともに、関係部局へ通知するために作成した稟議書である。

よって、実施機関の職員が職務上取得し、組織的に用いるものとして当該実施機関が保有している公文書である。

以下、異議申立人が公開を求める本件情報について、条例で定める非公開とすべき事由への非公開該当性について検証する。

2 条例第8条第1号の該当性について

(1) 条例第8条第1号について

本号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報（「イ」から「ハ」）を除く。」と定めている。

本号は、プライバシーの概念及びその範囲について、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものでないことから、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人が識別できる情報は原則として非公開とする方式（個人識別型）を採用している。

ただし、当該非公開情報から除かれるべき情報として「イ法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」、「ロ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの」及び「ハ公務員の職務遂行に関するもの」を、ただし書の中に列記したものである。

さらに、「ハ公務員の職務遂行に関するもの」のうち、当該公務員の氏名に係る部分を公にすることにより当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員が公安委員会規則で定める職の職員である場合にあっては、当該公務員の氏名に係る部分は非公開とすべき旨を定めている。

(2) 本件情報における本号の該当性について

本件情報は、実施機関が土地改良法第132条第1項の規定に基づき実施した当該土地改良区を対象とする検査に従事した職員の職及び氏名であることから、本号本文及びただし書ハの「公務員の職務遂行に関するもの」に該当することは明らかであるため、本号ただし書ハの「当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合」に該当するか否かについて検証する。

実施機関は、「本件情報を公開した場合、検査従事者は、検査の指摘内容に関連して、被検査団体の役職員、組合員、取引業者等の関係者から脅迫等の不当な圧力を受けることが危惧される。」旨を主張するが、被検査団体の役職員に対しては、

検査時に検査従事者の職及び氏名を明らかにしていることから、被検査団体の役職員からすると、周知の情報又は団体内部で確認が可能な情報であり、本件情報を公開することによる影響は認められない。

また、仮に公開を受けた被検査団体の役職員以外の者が検査従事者に対して検査内容や指摘内容等についての質問や検査の要請を行うことがあったとしても、団体検査という業務の性格を考慮すると、検査従事者の私生活に影響を及ぼすような悪質なものを除き、県民からの質問や要請への対応は、実施機関の業務範囲から逸脱したのではなく、実施機関内の他部局が行っている同種同等の業務において公務員の職及び氏名を公開している実態に照らすと、本件情報を公開することにより当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがあるとは認められない。

よって、本件情報は、本号に該当しない。

3 条例第8条第4号の該当性について

(1) 条例第8条第4号について

本号は、「県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。

本号は、県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を担保する観点から、公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。

県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、請求対象となった事務又は事業の性質上、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであれば、広く本号の対象になる。

また、「当該事務又は事業」には同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれ、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断については、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、当該事務又は事業の性質に照らし客観的に判断することが必要であり、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度は、単なる抽象的な可能性では足りず法的保護に値する蓋然性が要求される。

(2) 本件情報における本号の該当性について

本件情報は、実施機関が土地改良法第132条第1項の規定に基づき実施した土地改良区を対象とする検査に係る情報であることから、本号に規定する「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」と認められる。

次に、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」について、実施機関は、「本件情報を公開した場合、検査従事者は、検査により改善を指摘された関係者等から脅迫等の不当な圧力を受け、又は受けるとの懸念から萎縮して検査において把握した不適切な事項等についての指摘を躊躇するなど、検査業務に消極的

になり検査業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。また、検査が不十分であると不満を持つ者からも指摘内容に関する執拗な問い合わせや検査従事者に対する面会その他の強要などが為されることも考えられるが、これによって上記と同様の結果が生じるおそれがある。」旨を主張するが、2(2)のとおり、県民からの質問や要請への対応は、実施機関の業務範囲から逸脱したものではなく、現実に検査従事者の私生活に影響を及ぼすような悪質な要請等もないことから、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの程度に法的保護に値する蓋然性は認められない。

また、その他の実施機関の主張についても同様に、法的保護に値する蓋然性を有するものは認められなかった。

よって、本件情報を公開することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められず、本件情報は、本号に該当しない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成26年 6月11日	諮問
7月16日	実施機関からの理由説明書を受理
8月12日	異議申立人からの意見書を受理
9月 9日	審議（第121回審査会）
10月17日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議（第122回審査会）
12月 8日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第123回審査会）
平成27年 1月20日	審議（第124回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
上原 克之	徳島大学大学院 ソシオ・アーツ・アンド・ サイエンス研究部 准教授	
大道 晋	弁護士	会長職務代理者
益田 歩美	弁護士	
松尾 博	元徳島新聞社 相談役・論説委員長	会長
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	

(五十音順)